

事業報告書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 くすのき会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県大村市大川田町363番地1
- (3) 設立認可年月日 平成26年10月15日
- (4) 設立登記年月日 平成26年11月6日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 くすのき会 ふじもとこども クリニック	長崎県大村市大川田町 363番地1	一般病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項
令和4年 9月19日 令和3年度決算の承認の件

法人名 医療法人 くすのき会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市大川田町363番地1

貸 借 対 照 表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	60,375	I 流 動 負 債	9,220
II 固 定 資 産	69,095	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	6,775	負 債 合 計	9,220
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	62,320	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	
		II 利 益 剰 余 金	120,250
		1 代 替 基 金	8,000
		2 そ の 他 利 益 積 立 金	112,250
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	
		純 資 産 合 計	120,250
資 産 合 計	129,470	負 債 ・ 純 資 産 合 計	129,470

法人名 医療法人 くすのき会
 所在地 長崎県大村市大川田町363番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	90,957
2 事業費用	71,563
本来業務事業利益	19,394
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	19,394
II 事業外収益	175
III 事業外費用	1,470
経常利益	18,099
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	18,099
法人税等	4,351
当期純利益	13,748

法人名 医療法人 くすのき会
所在地 長崎県大村市大川田町363番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額	129,470 千円
2. 負 債 額	9,220 千円
3. 純 資 産 額	120,250 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	60,375
B 固 定 資 産	69,095
C 資 産 合 計 (A+B)	129,470
D 負 債 合 計	9,220
E 純 資 産 (C-D)	120,250

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 くすのき会

理事長 藤本 美佐子 殿

私は、医療法人 くすのき会 の令和4年会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月 24 日

医療法人 くすのき会

監事 古賀 和子